

第 4 次多治見市行政改革大綱

http://www.city.tajimi.gifu.jp/section_news/kikaku/gyokaku/index.html

平成 15 年 3 月 20 日

第4次多治見市行政改革大綱

＜新たな課題へ向けて＞

第3次行政改革は、平成10年度から平成13年度までの足掛け4ヵ年にわたり全庁を挙げて取り組んだ結果、98の改革対象事業中、79の事業について改革を実現しました。

また、厳しい数値目標に対し、特に職員定数及び事務事業経費の見直しについては、着実な進捗を図り、本市の行政改革は、高い評価を得ています。

これまでの実績を踏まえ、第4次行政改革は、効率的な自治体経営を目指す取組みにとどまらず、シンプル、スピード、クオリティを目指し、行政運営の枠組みを転換する取組みと位置付けます。

＜基本方針＞

厳しい経済状況、国・地方を通じた財政危機、地方分権の推進など社会経済の構造が大きく変化していく中、従来の行政運営に変革を求められていることをより認識し、行政運営の質的な転換を図る必要があります。

市政を取り巻く厳しい状況に鑑み、さらなる改革を進めるとともに、行政の活動領域を市民及び民間企業に開放し、個人・企業・NPOなど幅広い「市民」との協働により地域が活性化することを目指します。

＜実施期間＞

本大綱の実施期間は、平成15年度から平成17年度までとします。

＜基本目標＞

1. 自治体基本条例の制定

市政運営の基本姿勢と行政の手続を明確に示すために、自治体の憲法ともいうべき、自治体基本条例を制定します。

2. 職員定数

職員定数については、平成17年度末までに1,038人（平成10年度比10.2%減）に削減します。

第3次行政改革大綱で掲げた平成10年度当初職員数1,157人を平成22年度末までに983人（平成10年度比15%減）に削減する目標を継続します。

3. 経常収支比率

経常収支比率については83%以下を維持します。

歳入の減少に対応するため、経常的経費のさらなる縮減に努めるとともに、投資的経費についても戦略的な予算付けを行います。

4. 歳入金収納率

市税収納率については、現年度収納率 98.2%以上を維持するとともに、平成 17 年度までに過年度滞納収納率 23%を目指します。

国民健康保険料収納率の現年度収納率 97%、過年度収納率 15%の確保を目指します。

＜実施項目推進方針＞

1 組織・定数・給与の改革

自己決定・自己責任による行政運営に向け、組織経営の視点に立ち、組織・制度の設計・運用、政策形成（課題の把握、立案・調整・評価）能力の向上及び個人の成績・成果に応じた処遇を進めます。

1.1 組織改革

- 部毎の主体的な運営を確立するため、人事・予算面での庁内分権を進めるとともに、部門間相互の意思疎通を図るため情報の共有を進めます。
- 市民から見て分かりやすい部課の編成・市民のニーズに合った部課の編成の実現に向け、小規模課・類似課の統合、管理面での適正な組織規模を原則として、組織機構の再編を進めます。

1.2 定数・人材の適正配置

- 効率的な行政を実現するため、定数配置の手法を見直します。
- 公務員制度改革を視野に入れ、ワークシェアリング（労働時間の短縮により仕事を多くの人で分かち合うこと）等新しい雇用形態を検討します。
- 地方分権が進展する中、幅広い知見を持ち専門的な観点から政策形成を行える人材を育成・確保します。

1.3 人件費構造の見直し

- 成果主義を強化し、給与・処遇への反映を進めます。

2 財政改革

少子高齢化に伴う財政負担の増加及び厳しい経済情勢による歳入の減少を見据え、将来世代と現在世代の間の適正な費用分担のため、将来予測に基づく財政運営の制度化を進めます。

2.1 財政管理手法

- 各部に予算編成権を付与し、事業の取捨選択責任を明確にします。
- 計画的な事務事業の取捨選択を行うため、政策分野ごとの中期財政計画の策定を進めます。
- 長期的な財政負担である退職手当については、計画的に対応します。
- 行政財産の維持と適切なコスト把握を行うため、減価償却の視点を取り入れます。
- 市財政の透明性の確保と効率的な運営のため、発生主義会計の視点を取り入れ、事業別バランスシート、行政コスト計算書の作成を行います。
- 公共施設については、経営感覚を導入し運営していきます。
- 外郭団体の自立運営を要請していきます。

2.2 歳入の確保

- 新たな財源の確保に努めます。
- 受益者負担である各種料金、使用料等の設定については、公平な負担の原則の下に行います。また、収納率を高めるよう努力していきます。

2.3 歳出の抑制

- ランニングコスト（維持管理経費等）を考慮した事業運営を行います。

3 事務事業の見直し

時代の変化にあわせ、事務事業を見直すとともに、公共部門の民間への移譲・開放を進め、効率的な事務事業の執行を行うことにより、真に必要なサービスの提供を図ります。

また、業務改善の取組みと併せ、質的な行政評価を検討します。

3.1 スクラップ（公共的必要性が低下した事業の廃止）

- 公共性（対象者は適切か、行政が担うべきか等）を視点に、事務事業の必要性を検討します。

3.2 アウトソーシング（企業・NPO等への委託、協働の推進）

- 第3次行革大綱で掲げた外部委託における3原則（市民サービスの低下を来たさないこと、長期的安定的委託が可能であること、コスト削減が確実に見込まれること）に加え、クオリティの向上との視点から、行政の役割を明確にした上で、行政の活動領域の積極的な開放を進めます。
- 個人・企業・NPOなど幅広い「市民」との協働を進めます。

3.3 事務の効率化

- 標準化・スピード化・情報化の視点から、業務の進め方を改革します。
- 業務改善の管理手法を検討します。

<第4次行政改革の進行管理>

実施にあたっては、担当課において実施期間における実施計画を策定し進めます。また、各年度において、進捗状況を把握し、行政改革懇談会に報告し、意見を求めるとともに、広く公表していきます。